

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課

：内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			沖縄の特定免税店制度の延長									
改正要望の内容			・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第26条の規定に基づく沖縄の特定免税店制度について、措置内容を以下のとおりとする。 ・ 関税暫定措置法上の適用期限を「令和14年3月31日まで」に延長（関税暫定措置法第14条）									
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠				
										百万円	百万円	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			施行期日：令和9年4月1日 適用期間：令和14年3月31日までの5年間									
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 沖縄県は、恵まれた自然景観、独自の歴史・文化などの魅力的な観光資源を有した国内有数の観光地であり、令和6年度の国内客観光収入（約7,970億円）は平成30年度（約5,376億円）に比べて48.3%増の伸びを示し、令和6年度の入域国内観光客数（約766万人）は平成30年度（約700万人）に比べると9.4%増の伸びを示している。 令和元年度から令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内客観光収入、入域国内観光客数ともに減少することとなったが、令和4年度以降は回復に転じ、令和7年度の入域国内観光客数（約799万人）については、過去最高を更新しポストコロナ期においても観光産業は沖縄経済を牽引するリーディング産業として、沖縄県の自立型経済の発展のために非常に大きな役割を果たしている。 沖縄観光における現地活動の調査のうち「ショッピング」の割合は、令和6年度において28.0%と高い水準（26の活動項目のうち第4位）となっている。また、観光客が訪れた観光地の割合としては、那覇市おもろまちに設けられた特定販売施設（市中店舗）であるDFS（17.5%）が、動物園・植物園（12.7%）やテーマパーク型施設（11.8%）以上の割合となっており、沖縄型特定免税店は、沖縄におけるショッピングの魅力を高める要素の一つとなっている。 沖縄型特定免税店は、沖縄の観光振興に資することを目的として沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設したものである。空港外への展開を可能とした平成14年の制度改正を受け、DFSは平成16年に国内唯一の空港外免税店として									

	那覇市おもろまちに開設した店舗であるが、上述のとおり、沖縄の人気観光地となり、沖縄観光の魅力の一つとして非常に重要な役割を果たしている。令和4年度にはオンラインによる購入についても免税の対象とし購入者の多様なニーズに対応するなど、沖縄の観光振興の促進を図っている。 （データ出典：令和6年度・平成30年度観光統計実態調査、令和7年度沖縄県入域観光客統計概況） ② 問題点（制度がなくなった場合の懸念点） 沖縄県全体では入域国内観光客数及び国内客観光収入が好調に伸びている一方で、観光客一人当たり県内消費額は横ばいという状況にある。沖縄型特定免税店は沖縄県を訪問する国内観光客の約2割が訪問しており、一人当たりの過去5年間（令和2年～令和6年）の平均消費額は、国内観光客全体よりも約38,000円高く、土産・買物費においても約17,000円高い水準となっている。このように沖縄型特定免税店を訪問する国内観光客の平均消費額が全体の平均消費額より高いことから、沖縄型特定免税店を継続しない場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞するおそれがあるといえ、その上、国内観光客一人当たり県内消費額も現状を維持することが困難となることも懸念される。（データ出典：沖縄県庁提供）
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、ショッピングの魅力の向上を通じ、国内観光客一人当たり県内消費額を増やすことで更なる観光収入の増加を図り、沖縄の観光振興を促進する。 ② 改正の方向性 本制度の延長を行わずに沖縄型特定免税店を維持できなくなった場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞するおそれがある。現在の国内観光客一人当たり県内消費額を維持・向上させ、より魅力的な観光地としての沖縄を継続して形成するためにも、本制度を延長することが適切と考えられる。また、制度継続の見通しが不透明な状況は参入の阻害要因となるため、予見可能性を確保する観点から、5年間の適用期間の延長が必要と考えられる。これらのことから、関税暫定措置法において令和9年3月31日までとされている適用期間について、制度の安定的な運用と民間投資の予見可能性を担保するために令和14年3月31日まで延長する必要がある。 ③ 改正目的達成予定時期 令和13年度
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 上述のとおり、本制度を延長することによって、今後もショッピングを通じた沖縄訪問の魅力が維持され、国内観光客一人当たり県内消費額も維持されることから、入域国内観光客数の維持及び国内観光客全体から得られる観光収入の維持が期待される。

	(定量的指標) ※直接的な効果を測る指標は以下のとおり。 ・ 沖縄型特定免税店訪問者一人あたりの県内消費額 ・ 沖縄型特定免税店訪問者数 ※間接的な効果を測る指標は以下のとおり。 ・ 入域国内観光者数 ・ 入域国内客観光収入 仮に改正をしなかった場合、沖縄観光の魅力が低下し、観光客一人当たり県内消費額を維持することが困難となる可能性も懸念され、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞するおそれがある。 ② 改正の妥当性 上述の改正によって期待される効果は、本制度の目的である沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することに合致するため、改正は妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 リーディング産業である観光産業の振興により、沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）に掲げられている民間主導の自立型経済の発展に寄与する。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）における、「強い沖縄経済の実現を目指し、（中略）沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。」との方針に合致している。 ④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成9年11月 沖縄復帰記念25周年記念式典で橋本首相が制度創設提唱 平成10年4月 沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設 平成13年4月 制度の一部改正（関税払戻方式から関税免除方式へ） 平成14年4月 制度の一部改正（観光振興地域内での空港外への展開が可能に） （平成16年12月 空港外免税店オープン） 平成19年4月 関税免除措置適用期限の延長（平成24年3月31日まで） 平成24年4月 ・ 関税免除措置適用期限の延長（平成29年3月31日まで） ・ 制度の一部改正（海路で出域する旅客を免税対象者に追加、特定販売施設の面積要件を緩和（特定小売施設及び特定飲食施設の床面積：10,000㎡以上→
-----------	---

	2,000 m²以上、免税店舗の床面積 5,000 m²以上→1,000 m²以上) 平成 29 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長（令和 2 年 3 月 31 日まで） 令和 2 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長（令和 4 年 3 月 31 日まで） 令和 4 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長（令和 6 年 3 月 31 日まで）、 制度の一部改正（オンライン購入も免税対象へ） 令和 6 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長（令和 9 年 3 月 31 日まで）
措置による効果	入域国内観光客についてみると、平成 30 年度には 700 万人を超えており、国内観光客の観光収入についても約 5,376 億円（平成 30 年度）と順調に伸びていた。令和元年度から令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内客観光収入、入域国内観光客数ともに減少することとなったが、令和 7 年度の入域国内観光客数（約 799 万人）については、平成 30 年度に対して 114.1%の水準となっており、ポストコロナ期においても観光産業は沖縄経済を牽引するリーディング産業として、沖縄県の自立型経済の発展のために非常に大きな役割を果たしている。 さらに、沖縄型特定免税店訪問客一人当たりの過去 5 年間の平均消費額は国内観光客全体よりも約 38,000 円高く、土産・買物費においても約 17,000 円高い水準となっており、従前より観光業の課題となっていた一人当たりの消費単価の伸び悩みの解消に資するものと考えられる。また、本制度を通じて、消費単価の高い観光客層が沖縄のショッピングについて関心を高めることも期待でき、沖縄型特定免税店制度は沖縄の観光振興に大きく寄与するものと考えられる。